

八幡浜市の学校規模、配置等に関する基本的な考え方
及び適正化のための具体的な方策について

[答申書]

平成29年3月

八幡浜市学校再編整備検討委員会

目 次

	頁
1 答申に当たって	2
2 八幡浜市立小・中学校の現状	3
(1) 児童生徒数・学校数の推移	3
(2) 1校当たりの学級数の推移	4
(3) 1学級当たりの児童生徒数	5
(4) 小規模化に起因する課題	5
(5) 保育所老朽化に伴う保育所統合計画	6
3 望ましい学級規模・学校規模	7
(1) 望ましい学級規模	7
(2) 望ましい学校規模	7
(3) 市の目指す現実的な学校規模	8
4 学校配置の在り方	8
(1) 考え方の前提	8
(2) 望ましい学校配置の在り方	9
5 学校再編を行う際に配慮すべき事項	9
(1) 遠距離通学の支援方針	9
(2) 教育予算に対する配慮	10
(3) 保護者や地域住民との共通理解及び地域（公民館）活動の充実	10
(4) 通学区域の見直し	10
(5) 校区外通学の状況	11
(6) 学校跡地の活用	11
6 八幡浜市立幼稚園の現状と課題	11
(1) 市立幼稚園の現状について	11
(2) 市立幼稚園の課題について	11
7 適正化のための具体的な方策及びその進め方	13
(1) 具体的な方策について	13
(2) 保護者の理解及び地域住民への説明	14
(3) 年次計画による実施	14
(4) 八幡浜市の幼・小・中学校の再編整備の具体的方策	15
その他資料	16
1. 八幡浜市学校再編整備検討委員会会議経過	
2. 八幡浜市学校再編整備検討委員会設置要綱	
3. 八幡浜市学校再編整備検討委員会委員名簿	
4. 諮問書	

1 答申に当たって

平成 24 年度策定の八幡浜市学校再編整備実施計画に基づき、松蔭幼稚園を閉園、長谷小と千丈小、日土東小と日土小、舌田小と神山小、川之内小と千丈小が統合いたしました。また、本年 4 月 1 日に青石中と保内中、双岩中と八代中が統合いたします。今回の八幡浜市学校再編整備検討委員会（以下「本委員会」）は、さらに今後 10 年間を見据えた計画を策定するために立ち上げたものです。

さて、八幡浜市の小・中学校の児童生徒数は、昭和 40 年度（1965 年度）の 11,850 人から現在の 2,344 人と約 5 分の 1 に減少しており、全学年 2 学級を有する小学校はなく、学校の小規模化が急速に進んでいます。これからの八幡浜市の将来見通しを見ても、少子高齢化の進行は避けられず、教育委員会の推計では、平成 34 年度（2022 年度）には、さらに 389 人減って 1,955 人程度の規模となることが予測されています。

このように学校を取り巻く環境が大きく変化していく中で、八幡浜市が目指す教育を見据え、次世代を担う子どもたちを育てていく教育環境、特に児童生徒に生きる力を育み、切磋琢磨できる教育環境としての学校規模の在り方については、その基本的な考え方を市全体で共有しておく必要があります。

本委員会は、平成 28 年 6 月に教育長から「八幡浜市の学校規模、配置等に関する基本的な考え方及び適正化のための具体的な方策」について全市的な検討の諮問を受け、これまで 9 回にわたり協議を重ねてきました。

しかしながら、学校の規模等の適正化については、委員各自の経験や見識等に基づく多様な意見が存在し、また、容易に意見の一致を見いだすことが難しいテーマでもありました。そのような中、検討委員会が何よりも重視したのは、子どもたちにとってどのような教育環境が望ましいのかを念頭に、理想の追求に終わることなく、人口推移、学校の現状、八幡浜市として現実的な対応の検討を進めるということでありました。

子どもたちにより良い教育環境を提供することは、大人の責任です。そのためには、保護者、地域住民、教職員そして行政が一体となって知恵を出し合わなければなりません。そこで、今回の答申をまとめる過程の中で、「中間報告」を公表し、市民の皆さんの御意見を求める手法を取りました。それは、子どもたちにとって望ましい教育環境をどのように実現していくかは、地域の課題であり、八幡浜市民全体に係る課題でもあると考えたからであります。

今後、教育委員会では、具体的な検討に着手し、幼稚園及び小・中学校の適正な配置について計画されることと思いますが、この「答申」を尊重していただき、広く市民の皆さんの理解を得ながら取組を進められることを期待しております。

平成 29 年 3 月 15 日

八幡浜市学校再編整備検討委員会 委員長 増 池 武 雄

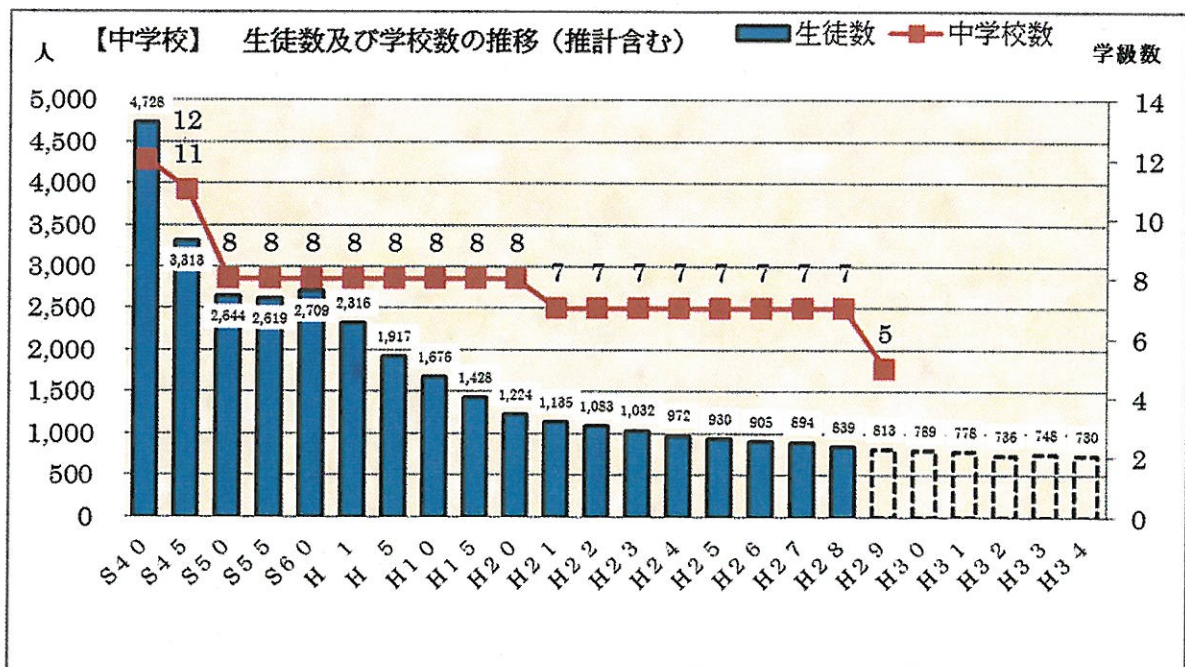
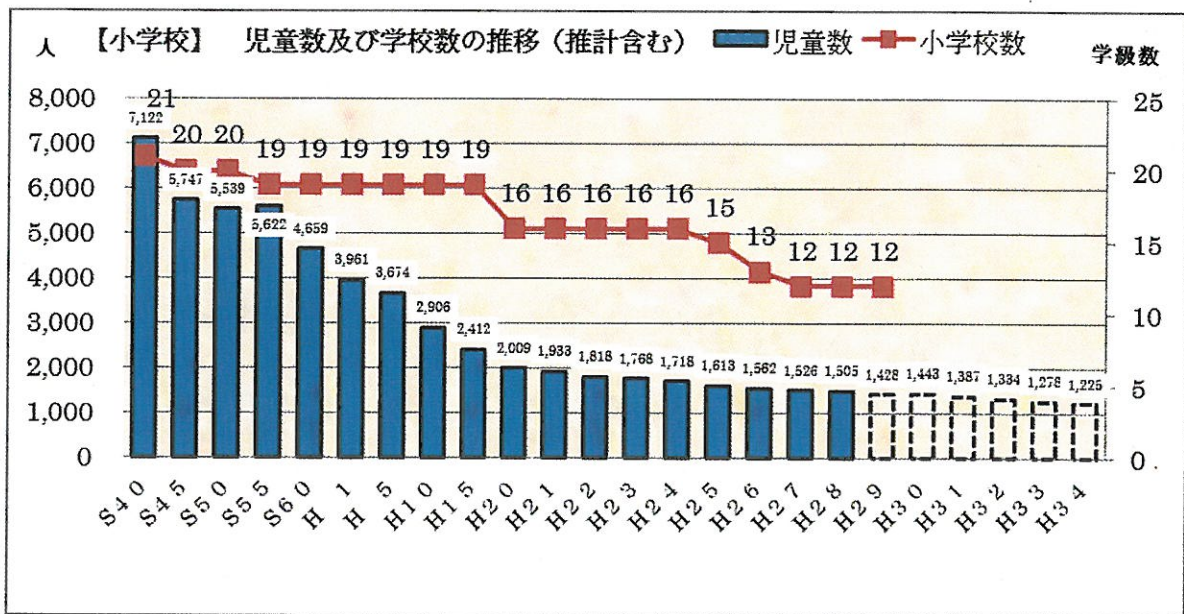
2 八幡浜市立小・中学校の現状

(1) 児童生徒数・学校数の推移

市立小・中学校の児童生徒数は、昭和40年度(1965年度)の小学校児童数7,122人、中学校生徒数4,728人から徐々に減少を続け、平成28年度の小学校児童数は1,505人、中学校生徒数は839人であり、比較すると小学校児童数では78.9%、中学校生徒数では82.3%の減少で、それぞれ5分の1程度に減少している。

また、児童生徒数が減少する一方で、市立小・中学校数は、昭和40年に小学校21校、中学校12校を数える時期もあったが、現在は小学校12校、中学校7校である。児童生徒数の急激な減少と比較して、小・中学校ともに、学校数は比較的減少の幅は少なく、その分小規模化が進んできていることがうかがえる。

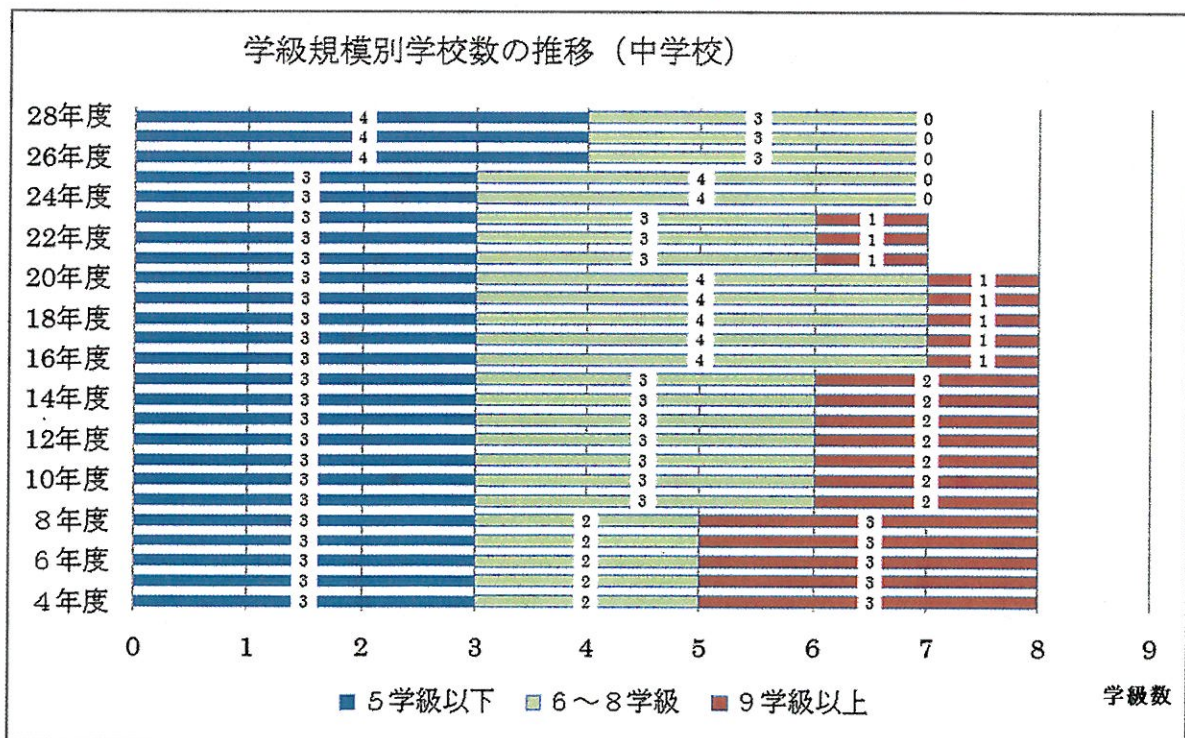
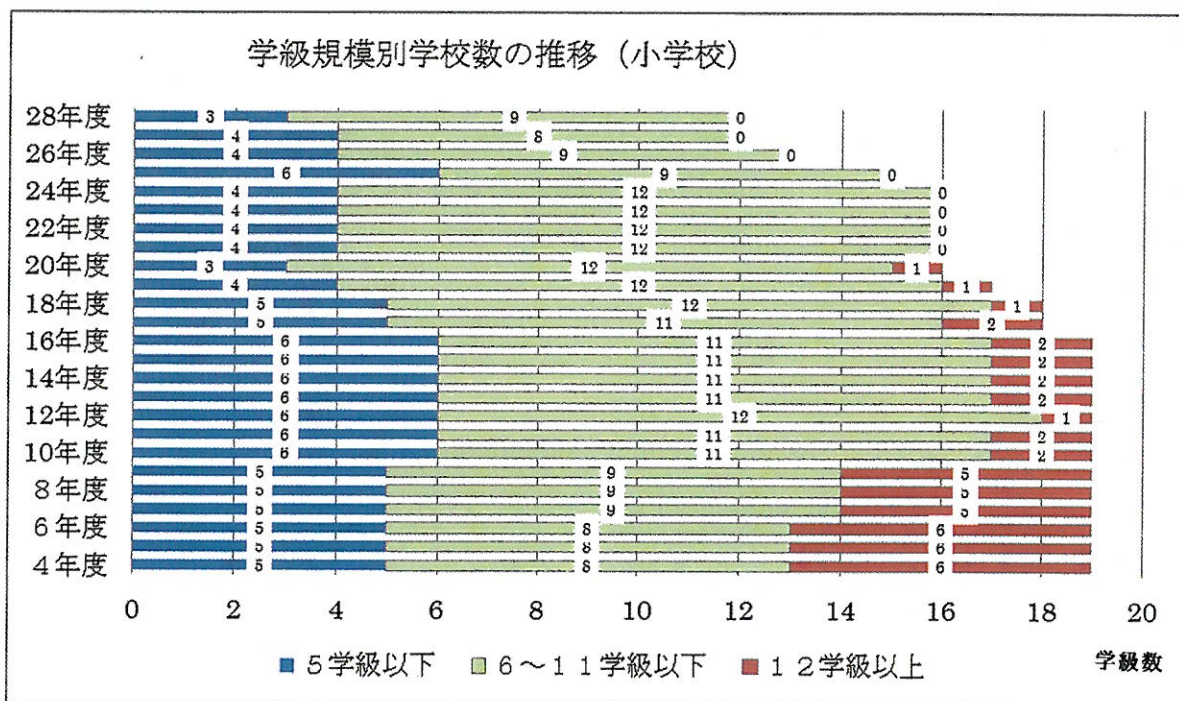
(児童生徒数・学校数の推移)



(2) 1校当たりの学級数の推移

児童生徒数の減少に伴って、市立小・中学校では学級数（通常学級）の少ない学校が年々増えている。「学校教育法施行規則」では、学校の標準規模は12学級から18学級以下とされているが、この標準規模に該当する規模を有する学校は市内に1校もなく、小学校の約8割は全学年1学級以下であり、複式学級を有する学校が3校ある。

(学級規模別学校数の推移) 単位:学校数



(3) 1学級当たりの児童生徒数

本市における児童生徒数と学級数から見た平成28年度の1学級当たりの人数は、平均で小学校は20.3人で、中学校は25.5人となっている。

実際の学級を人数規模別に区分してその割合を見ると、小学校では、5～24人が全体の71.8%を占めている。

中学校では、20～29人が全体の56.3%を占めている。

(平成28年度学級人数別学級数調べ)

人数	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40	計
小学校	2	16	8	16	16	8	10	1	1	78学級
	2.5%	20.5%	10.3%	20.5%	20.5%	10.3%	12.8%	1.3%	1.3%	100%
中学校		3	2		10	8	3	6		32学級
		9.4%	6.3%		31.3%	25.0%	9.4%	18.6%		100%

(注：複式学級も学年ごとに1クラスとする。)

(4) 小規模化に起因する課題

本委員会は小規模化が進んでいる状況や、小規模化がどのような影響を及ぼしているかを協議し、学校規模に関する審議を重ねた。多くの自治体で議論されている小規模校のメリット・デメリット（下記）について検討を行い、最終的には、児童生徒にとって望ましい教育環境を提供するためには、一定の学校規模を確保する必要があるとの結論に達した。なお、本市においては基本的に極小規模校あるいは小規模校同士の統合であり、小規模校のメリットを損なうことはない。

～ 小規模校のメリット・デメリット ～

	メリット	デメリット
教育効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理解度や達成度等、個人に応じたきめ細かな学習指導ができる。 ○ 個々の児童生徒の活躍の場を多く設定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な人の生き方や、良さを学ぶ機会が少なくなる。 ○ 互いの評価が固定されやすく、競争心や向上心を育てるのが難しい。 ○ 教員数の減少により、中学校では免許外教科担任者が増える。
学習環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級担任と児童生徒とが互いに深く結ばれており、安定した雰囲気の中で学ぶことができる。 ○ 全校又は学年をまたいだ活動や学習の場の設定等、柔軟な学習形態での学習が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団での学習活動が必要な体育、音楽、特別活動等で、効果的な学習が難しい。 ○ 複式学級の場合、自学自習時間が多くなる。 ○ グループ活動や班活動等、学習活動を通して社会性の醸成を図る場の設定が難しい。 ○ 部活動を選択できなかつたり、人数が少なくチームが組めなかつたりする場合が出てくる。

<p style="text-align: center;">生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年・年齢間を超えて活動することが多いため、上級生と下級生の人間関係が築かれる。 ○ 全教職員が児童生徒の状況を把握しており、どの場面でもその子に応じた指導が行える。 ○ 一人一人に与えられた役割と出番があり、その責任を果たす中で実行力が育つ。 ○ 地域の人々や全校児童が互いの顔と名前を分かっており、人間的結びつきが強い。 ○ 挨拶がよくでき、皆で育ち合う環境が整う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼い頃からの人間関係が継続されるため、新たな人間関係をつくりにくい。 ○ 多様な同世代の子ども達とふれあう中で、相互に啓発され刺激を受ける環境が確保できない。 ○ 学年ごとの男女の差が顕著になり、男子のみ女子のみといった学年が出現する。 ○ 教師や特定の子どものみに依存する傾向が強くなり、新たな動きを創り出す気持ちを育てるのが難しい。 ○ 人間関係が崩れると、その後の関係改善・修復が難しい状況となる。
<p style="text-align: center;">学校経営・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や地域の支援・協力が得られやすく、地域に根ざした教育が推進できる。 ○ 児童生徒、教職員が一体となって伝統行事等、学校の伝統、文化等を継続する体制をつくりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当以外の業務に携わる必要があることから、教職員が多忙となる。 ○ 出張等で教職員が学校を離れる場合、代わりとなる指導者がいない状況ができてしまう。 ○ 複式の場合は2学年分の授業準備が必要となる。また、できるだけ複式にならないような時間割にすると、空き時間の確保が難しく、教員の負担が大きい。

なお、学校の小規模化がもたらすメリットとデメリットについては、現実的には、各学校の教育活動や児童生徒の状況、地域と学校の関係等、学校を取り巻く様々な状況との関係性を考慮しながら判断するものである。

しかし、小規模校のメリットは、小規模でなければ得られないというものではなく、ある程度の規模の学校においても工夫によって生み出すことができるものが多い。その反面、デメリットについては、小規模であることによる、物理的な制約によるものが少なくないと言える。

(5) 保育所老朽化に伴う保育所統合計画

松蔭保育所が平成29年度末をもって閉所する。また、市内中心部の3保育所（神山保育所、千丈保育所、愛宕保育所）の耐用年限が近づき、老朽化が進んでいることから今後の対応を迫られている。各保育所の施設や園庭も狭小で、送迎についても狭い道路で混雑する状況であり、駐車場も十分確保されていない。

市としては将来を見据え、市中心部にある既存施設を有効活用し、総合的な児童福祉施設として利用する計画がある。今回、小学校の再編整備計画を策定する上で、それらを踏まえた協議も進めていく必要がある。

3 望ましい学級規模・学校規模

(1) 望ましい学級規模

学校を取り巻く現状から生じる課題解決のためには、学校を一定の規模とすることにより、子どもたちの教育効果をより高められるものと考え、学校の望ましい規模を考察した。

1学級当たりの人数について考える場合、現行の学級編制の基準は40人を上限（小学校1年生～4年生は35人）としているが、40人に近い人数では担任の負担も大きく、高い指導力が求められる。一方、少人数でも教育効果という点で課題が多いことも指摘されている。子どもたちが授業への参加意識や充実感を得るためには、授業での発言等を通して教員や子ども同士のコミュニケーションの機会が確保されていることが大切である。個別学習とグループ学習を活用することにより、学習の協同化が生み出され、学習の厚みと深まりが増すものと考えられる。話し合いを協力的に進め、互いの良さを経験させるグループ討論等、様々な立場や視点から物事を見たり考えたりする学習の場を考えれば、5～6人を1班として4班～6班のグループが編成できることが望ましいと考える。

このように効果的なグループ学習以外にも、「体育の学習でチームを複数編成して対戦できる」、音楽の合唱や合奏では「パートを分けたり、たくさんの楽器を取り入れて演奏したりできる」等、一定の児童生徒数が必要な活動を考慮すれば、小学校については1学級の児童数25人程度、中学校については1学級の生徒数30人程度が望ましいと考えることで合意に至った。

(2) 望ましい学校規模

法令上や制度上の仕組みでは、教育活動が原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数によって決定される等、学校規模を考える基本は、学級の数によるものといえる。

その望ましい学校規模として、すべての学年でクラス替えが可能な複数学級が最低限維持され、かつ、多様な学習形態や部活動等の選択の幅が広がりやすい規模という姿が導き出される。法令上では、小中学校ともに12学級から18学級以下を標準とし、地域の実態その他による特別の事情があるときはこの限りではないとされている。そこで、中学校では、5教科（国語・数学・理科・社会・英語）に複数の教員が配置され、その他の教科にもそれぞれ専任の教員が配置できる学級数が必要であるという点から1学年3学級程度とすることが適当と考える。

小・中学校は、地域との結びつきが強く、学校への愛着の度合いも大きいものがあることは十分理解できるが、本委員会としては、一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることが、より現実的であり合理性があると考えた。

(3) 市の目指す現実的な学校規模

現在、市には12学級を有する学校がないという現状、そして今後の人口の減少、とりわけ児童生徒数の激減状況に鑑み、前に掲げた小学校におけるクラス替えができる規模ということは、今後の八幡浜市の目指す方向として、現実的には難しいと言わざるを得ない。そのような規模を目指すとなると、相当程度の学校を統合しなければならなくなり、当該学校の子どもたちはもとより保護者や地域関係団体の方々に多大な混乱を招くおそれがある。理想は理想として、そのメリットを犠牲にしても、まずは学級の人数をある程度確保することで、現実的な学校運営等の教育環境は保持できるものとする。

その基準としては、児童生徒にとって望ましい教育環境を提供できる規模を下限として設定すべきであると考えた。望ましい教育環境とは、例えば、学級の中でグループ学習が成立し、多様な意見交換ができる。学校生活を通して、豊かな人間関係を築くことができる。また、運動会や文化祭、学習発表会等の学校行事で活性化を図ることができる等である。以上のことを勘案し、小学校では、1学級 25 人程度として、1 学年 1 学級、全校で 150 人程度が現実的な学校規模と考える。

中学校では、すべての学年でクラス替えが可能な複数学級が最低限維持され、かつ、多様な学習形態や部活動等の選択の幅が広がりやすい規模とし、1 学級の人数は 30 人程度で、1 学年 3 学級程度全校で 270 人程度を、市が目指すべき現実的な規模と考えることで合意に至った。

◇ 八幡浜市が目指すべき現実的な学校の規模

小学校 1 学級 25 人程度とし、1 学年 1 学級、全校で 150 人程度

中学校 1 学級 30 人程度とし、1 学年 3 学級程度、全校で 270 人程度

4 学校配置の在り方

(1) 考え方の前提

望ましい学校規模を踏まえた適正な学校配置を考える際の前提として、本市においては、将来的に児童生徒数の増加が見込まれないということが挙げられる。すでに見てきたように、児童数の減少は今後も続き、推計では、平成 28 年度の 1,505 人から、平成 34 年度は 1,225 人となり 280 人の減少が見込まれている。これは、現在の小学校 1 校当たりの平均児童数 (121.6 人) の 2 倍以上の人数である。

(2) 望ましい学校配置の在り方

学校教育法施行規則では「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」とある。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内」を適正な規模の条件としている。

学校の配置は、通学区域や通学距離、地域の拠点付近に位置する等、均衡が図られることが望ましいと考えるが、全ての学校をそのような位置に再配置し、学校の規模を適正化していくことは現実的に困難である。

したがって、現在の配置を基にして、問題の出発点が学校の小規模化にあることから、まずは学校として一定の規模を確保することを前提にしつつ、市の地域性等を踏まえて近隣の学校との統合を基本とし、また同時に、地域の実情に合った通学区域の見直しを含めた学校配置とすべきであると考えている。

5 学校再編を行う際に配慮すべき事項

学校再編を行う場合には、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、更には学校が果たしてきた地域での役割等について総合的な検討を行うべきであると考えている。

本委員会では、市教委が学校再編計画を策定するに当たり、以下の点に配慮することが必要であると考えた。

(1) 遠距離通学の支援方針

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」を適正な規模の条件としている。これは、学校統合の際の上限を目安で示したものと解するが、上記法令には、「この条件に適合しない場合においても、教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該通学距離は、この条件に適合するものとみなす」とある。長い海岸線沿いの学校配置や通学経路に坂が多いという八幡浜市の地理的条件や小学校低学年児童の負担にも配慮しなければならない。一方、徒歩による通学は健康・体力づくりや様々な体験の場としての効果の側面も考えられることもあり、望ましい通学距離を一律に定めることは難しい。

また、新たな項目として通学時間については、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断されるべき事項と示されており、統合に関して考慮する必要がある。

学校再編の結果、著しく通学時間を要する場合、現在一部の地区で実施している通学時の路線バス利用等、また、路線バスのない区間については、通学距離等の一定の要件を定めてスクールバス等の通学支援が必要と考える。その場合、全市的な見地から既存の通学支援制度の抜本的な見直しを含めて検討すべきと考える。そのほか、学校での放課後の取組にも一定の制約が生じかねないことから、通学時のバ

ス利用を検討する際には、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策も必要と思われる。

(2) 教育予算に対する配慮

本委員会では、子どもの健やかな成長にとって、どのような環境が望ましいのかという視点を第一に考えて検討を行ってきた。安全・安心な学校の施設整備は教育の最も基本的な前提条件であり、さらに教職員が力を合わせて思い切った取組ができるよう、教育環境の整備については必要な予算措置を含めて、特段の配慮を求めらるるものである。

(3) 保護者や地域住民との共通理解及び地域（公民館）活動の充実

学校は地域と深い関わりがある。地域社会における学校を中心とした人と人とのつながりは、長い歳月にわたり、そこに暮らす人々の様々な地域行事等を通じて醸成されてきたものである。

また、地域の見守り活動、児童生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいことも論をまたないことである。中学校区を基盤としたブロック活動は、地域に根ざした活動として引き続き推進することが重要である。また、学校施設は学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野や地域防災拠点などの公共的役割も担っている。

このように、学校は地域の拠点となっているため、今後の学校再編整備の検討・協議の過程では、地域への丁寧な説明を行い理解を得た上で慎重に再編を進めることが重要である。

学校再編後は必然的に校区の広がりを伴うだけに、今まで培ってきたコミュニティを大切にしながら新しい学校区になってもそれが損なわれることなく、将来にわたって活力ある良好なコミュニティづくりができるよう、地域の先導的役割を担う公民館活動等、地域活動の充実を図る必要があると考える。

(4) 通学区域の見直し

旧八幡浜市内の通学区域は、小学校、中学校を問わず複雑に入り組んでおり、すぐ隣の家でも異なる小学校へ入学したり、一つの小学校から三つの中学校（愛宕中学校、八代中学校、松柏中学校）へ分かれて進学する状況となっている。今回の学校統合を考える上で、ある程度の小学校単位の通学区域を併せて中学校区を定める等の通学区域の設定が必要である。そのためには、小学校の通学区域の見直しも必要になってくる。なお、通学区域の変更についても地域住民や公民館等への丁寧な説明を行い、理解を得た上で慎重に見直しを進めることが重要である。

(5) 校区外通学の状況

特別な事情により、指定校以外の入学・転入学を希望する場合は、教育委員会へ申立てをすることができる。しかしながら、指定校に希望する部活動がないという理由での校区外通学は、認められていない。今後、生徒数減少が見込まれる中、部活動の存続も重要な課題となっている。生徒の意思を尊重する上で、ある程度柔軟な対応も必要である。

(6) 学校跡地の活用

学校の跡地や施設については、閉校後に施設が荒廃することがないように、地域の活性化・発展のため活用すべきである。具体的な方策については、地域からの要望を踏まえつつ、全市的な視点に立ち、交流人口の増加につながるよう努めるべきである。

6 八幡浜市立幼稚園の現状と課題

(1) 市立幼稚園の現状について

市内には神山・保内の2園の市立幼稚園がある。職員体制は、正職員と臨時職員の配置となっている。通園方法については、保内幼稚園は、専用バスで川之石、喜須来地区の子どもたちを送迎しているが、神山幼稚園では、保護者による車や自転車による送迎、徒歩による送迎となっている。

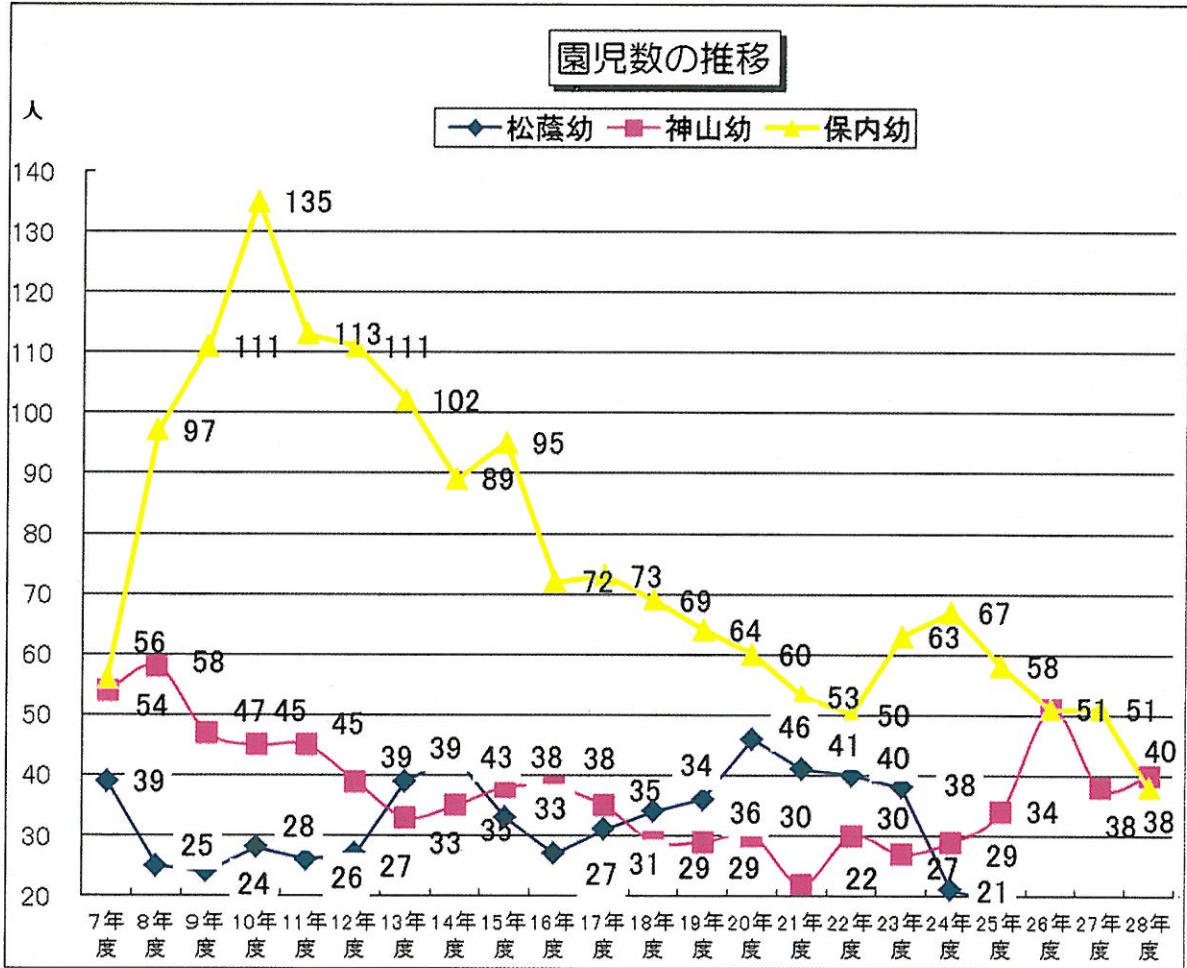
(2) 市立幼稚園の課題について

まず、少子化の進行に伴い、次のグラフのとおり各園とも園児数の減少が続いており、昨年度の出生数は185人である。就学前の教育・保育においては、保育所や私立の幼稚園と競合しており、小さいパイを分割している状況である。市立及び私立の幼稚園のここ3年間の定員割合は、平均50%を切っている状態が続いている。このように、市立・私立ともそれぞれ大幅な定員割れが常態化している。また、社会経済環境の変化に伴い、保護者側の視点に立った保育時間の延長を求める声や子育て相談の要望等が強まっている。このような保護者のニーズに対応していくためには、職員や施設の充実を図る必要があるのではないかと考える。

次に、施設の老朽化問題がある。神山及び保内幼稚園については、耐震基準には問題はないが、保内幼稚園は、建築後40年以上経過しており修繕を要する箇所が増えている。

最後に、園児送迎に係る交通事情や駐車場不足の問題がある。神山幼稚園では、保護者の朝夕の送迎や幼稚園行事の際の駐車場不足及び乗降時の安全確保が危惧されており、交通事故を誘引する要素とも考えられることから、通園時の安全の確保や利便性の向上は非常に重要な課題と考え、何らかの対応が必要と考える。

(市立幼稚園児数の推移)



(平成28年度市立・私立幼稚園の定員に対する就園割合) 単位:人

園名	3歳	4歳	5歳	合計	定員	定員割合
私立幼稚園A	13	19	13	45	85	53%
私立幼稚園B	18	23	19	60	140	43%
私立幼稚園C	6	10	8	24	80	30%
小計	37	52	40	129	305	42%
神山幼稚園		25	15	40	70	57%
保内幼稚園		18	20	38	140	27%
小計		43	35	78	210	37%

7 適正化のための具体的な方策及びその進め方

(1) 具体的な方策について

○ 小学校

本市の小学校の全てが小規模校となっている。中でも、6学級未満の複式学級編制のある過小規模校が3校（真穴小学校、川上小学校、双岩小学校）ある。また、ここ数年のうちに3学級以下の学校である極小規模校が2校（川上小学校、双岩小学校）出現する。平成24年度以降の出生数は毎年200人を切っており、今後においても、出生数の大きな増加は見込めない状況から、ますます極小規模化が進むと考えられる。

一方、複式学級のある3小学校においては、子どもたちに不安を与えることのないよう、小規模校のメリットを生かしながら、教員や地域が一丸となった取組が行われている。

しかし、出生数の減少から男子のみ、女子のみといった学級が出現し、集団生活において人間関係や交友関係が固定化したり、学習意欲や競争心が弱まったりする等の問題が生じやすいことや、集団での活動も十分に行えない等の影響が考えられる。さらに、市の中心部においても児童数の減少が顕著であることから、今後10年先の学校のあるべき姿や、市の社会福祉関係の複合施設建設計画も視野に入れ、地域性を考慮した学校配置を考える必要がある。同時に、通学区域の見直しも必要であると考ええる。

そこで、現在、複式学級編成のある小学校3校のなかで、川上小学校及び双岩小学校については平成34年度末までに統合、また、真穴中学校の統合協議が進んでいない状況から真穴小学校は前期計画期間内に検討するものとした。

次に、現時点で、先に示した市が目指す現実的な学校規模に満たない小学校については、平成34年度末までの前期計画期間内に統合（松蔭小学校、江戸岡小学校）又は前期計画の期間内に検討（日土小学校、川之石小学校）することとした。

また、将来望ましい規模に満たなくなる学校についても、前期計画期間内に検討（千丈小学校）することとした。

○ 中学校

中学校では市の目指すべき現実的な学校規模を考えると、将来的には2校（八代中学校、保内中学校）が適切であると考えられる。土地の狭い当市ゆえに、新設校の建設は難しく、既存の学校への統合が望ましいと考える。統合の過程において、生徒に負担をかけないような段階を踏むべきであり、同時に、通学区域の見直しや、統合後ある程度の期間は通学区域の弾力的運用の検討も必要であると考ええる。

そこで、中学校では平成34年度末までの前期計画期間内に統合（松柏中学校）又は存続を今後の生徒数の状況により検討（愛宕中学校）するものとした。

○ 市立幼稚園

就園児の全体的な減少に伴い、大幅な定員割れが常態化し適正な規模の確保が困難になっていることや、神山幼稚園児送迎時等における駐車場不足の解消の必要性について改めて確認することができた。一方、旧八幡浜市中心部の保育所の耐用年数が限界に近づいており、市中心部にある江戸岡小学校を有効活用して社会福祉関係の複合施設として利用する計画がある。社会福祉施設の整備においては、駐車場問題や園庭が狭い等の問題を抱えている神山幼稚園を併設した施設として利用することも検討すべきであろう。

本委員会では、このような状況の下、子どもたちを取りまく環境の変化を踏まえた、今後の市全体の就学前教育・保育の在り方や、就園児の減少を鑑み公立幼稚園と私立幼稚園の在り方を早期に検討いただくことを要望する。

(2) 保護者の理解及び地域住民への説明

学校再編を進めるに当たって、児童・生徒にとって望ましい教育環境を提供するには、小規模化に起因するデメリットの解消が必要である。そのためには、養育・教育に責任のある保護者の思いをくみ、保護者に対し十分な説明を行い、再編整備を進めて行くべきである。また、学校は地域における公共的施設としての役割も高いため、地域住民とも十分な協議時間を確保し理解を得ながら進めていくべきである。

(3) 年次計画による実施

学校再編の実施に当たっては、極小規模校の統合のみならず、今後児童生徒数の減少が予想される市中心部の小・中学校も対象となっており、対象地区が広範囲に渡っている。

保護者や地域住民との十分な協議が必要であることや、改修等に伴う財政的な側面を考慮すると、全体的な計画を定めた上で、ある程度の中長期的な期間の中で年次計画を策定して進める必要がある。

そのようなことから、次に示すように計画期間を平成30年度から平成39年度までの10年間とし、前期(30～34年度)と後期(35～39年度)に分けることとした。

また、今後の児童生徒数の大きな変動や国の制度改正等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(4) 八幡浜市の幼・小・中学校の再編整備の具体的方策

	前 期 (平成30年～34年)		後 期 (平成35年～39年)
			検討対象校
小学校	〈平成34年度末までに統合〉 川上・神山小学校の統合 双岩・神山小学校の統合 江戸岡・松蔭小学校の統合	(注1) 真穴小学校 日土小学校 川之石小学校	真穴小学校 日土小学校 川之石小学校
		(注2) (千丈小学校)	
中学校	〈平成34年度末までに統合〉 真穴・八代中学校の統合 松柏・八代中学校の統合	(注3) 愛宕中学校	愛宕中学校
幼稚園	今後の市全体の就学前教育・保育の在り方を早期に検討すべきものとする。		

○ 計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、前期（5年間）、後期（5年間）に分ける。

(注1) 現在、本委員会の示す望ましい規模に満たない学校である。前期計画の期間内に検討を行う。

(注2) 将来、本委員会の示す望ましい規模に満たなくなる学校である。前期計画の期間内に検討を行う。

(注3) 現在、本委員会の示す望ましい規模に満たない学校である。今後の生徒数の状況により、前期計画の期間内に検討を行う。

八幡浜市学校再編整備検討委員会 会議経過

実施日時	次第内容
第1回 平成28年6月20日 18:58～20:35 場所 保内庁舎第3会議室	(1) 開会 (2) 委嘱状等の交付 (3) 市長、教育長挨拶 (4) 委員及び事務局職員の紹介 (5) 委員長及び副委員長の選出 (6) 検討委員会の所掌事務 議事 ① 会議の運営方法等について② 配付資料の説明 ③ 次回会議の課題について ④ その他 (7) 閉会
第2回 平成28年7月25日 19:00～20:45	(1) 適正規模の基本的な考え方について (2) 市の目指す現実的な学校規模について
第3回 平成28年8月30日 18:58～20:20	(1) 適正配置の基本的な考え方について (2) 適正配置を行う際の配慮すべき事項について
第4回 平成28年9月29日 19:00～20:40	(1) 幼稚園の現状と課題について (2) 中間報告(案)について (3) 幼・小・中学校の再編整備に係る具体的な方策について
第5回 平成28年10月27日 18:58～20:40	(1) 中間報告(案)について (2) 意見募集について (3) 学校再編に係る具体的な方策について
第6回 平成28年11月24日 19:00～20:35	(1) 学校再編に係る具体的な方策について
意見募集 平成28年11月17日～12月 16日間に実施	中間報告書に対する意見募集の実施(市HP等にて募集)
第7回 平成29年1月17日 18:55～20:56	(1) 意見募集結果について (2) 学校再編の具体的な方策等について
第8回 平成29年2月16日 19:00～20:45	(1) 学校再編の具体的な方策等について (2) 答申書素案について
第9回 平成29年3月15日 15:30～16:00	(1) 答申書案のとりまとめについて
平成29年3月15日	※教育長へ答申書提出

八幡浜市学校再編整備検討委員会設置要綱

〔平成22年12月3日〕
〔教育委員会要綱第2号〕

(設置)

第1条 本市の今後における幼稚園及び小・中学校の適正規模等について検討するため、八幡浜市学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を答申するものとする。

- (1) 学校の規模及び配置等に関する基本的な考え方について
- (2) 前号に掲げる適正化のための具体的な方策について
- (3) 前2号に定めるもののほか、その他必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、20人程度の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校関係者代表
- (3) 地域代表
- (4) 市議会議員代表
- (5) 学識経験等を有する者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として当該諮問事項に係る答申が終了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名した者をもつ

て充てる。

- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて検討委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員及び部会長は、委員の中から、その都度、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月12日教委要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

八幡浜市学校再編整備検討委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

職名	氏名	選出区分	所属等
1 委員長	増 池 武 雄 ます いけ たけ お	学識経験者	前教育委員会教育長
2 副委員長	高 橋 兼 造 たか はし けん ぞう	地域代表	八幡浜市公民館連絡協議会会長
3 委員	田 中 広 志 た なか ひろ し	保護者代表	八幡浜市PTA連合会会長
4 委員	山 中 貞 則 やま なか きた のり	保護者代表	〃 副会長
5 委員	日出山 健 ひ じ やま たけし	保護者代表	〃 副会長
6 委員	上 野 文 代 うえ の ふみ よ	保護者代表	〃 副会長
7 委員	人 見 る み ひと み みる み	保護者代表	〃 副会長
8 委員	山 口 弘 祥 やま ぐち ひろ よし	保護者代表	八幡浜市保育所後援会連合会会長
9 委員	脇 水 文 与 わき みず ふみ よ	保護者代表	保内幼稚園PTA会長
10 委員	松 本 均 まつ もと ひとし	学校関係者代表	八幡浜市小中学校長会会長
11 委員	井 上 安 則 いの うえ やす のり	学校関係者代表	〃 副会長(小)
12 委員	藤 堂 浩 伸 とう どう ひろ のぶ	学校関係者代表	〃 副会長(中)
13 委員	藤 井 礼 子 ふじ い れい こ	学校関係者代表	八幡浜市保育協議会会長
14 委員	宇都宮 京 子 うつのみや きょう こ	地域代表	八幡浜市立幼稚園代表
15 委員	谷 川 忠 孝 たに がわ ただ たか	地域代表	八幡浜市中央公民館館長
16 委員	佐々木 加代子 さ さ き か よ こ	市議会議員	八幡浜市議会民生文教委員会委員長
17 委員	西 山 一 規 にし やま かず のり	市議会議員	〃 副委員長
18 委員	菊 池 祥 裕 きく ち よし ひろ	学識経験者	元校長
19 委員	鈴木 欽次郎 すず き きんじろう	その他	八幡浜商工会議所会頭
20 委員	若 松 勲 わか まつ いさお	その他	保内町商工会会長
21 委員	松 岡 永 悟 まつ おか えい ご	その他	一般社団法人 八幡浜青年会議所理事長
22 委員	松 尾 泰 昌 まつ お え やす まさ	その他	八幡浜市連合青年団団長

八教学第537号
平成28年6月20日

八幡浜市学校再編整備検討委員会委員長 様

八幡浜市教育委員会教育長 井上 靖



諮 問 書

八幡浜市学校再編整備検討委員会設置要綱第2条により、次に掲げる事項について検討の上、答申をいただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

- (1) 八幡浜市の学校規模及び配置等に関する基本的な考え方について
- (2) 前号に掲げる適正化のための具体的な方策について

(諮問理由)

全国的に少子化が進む中であって、八幡浜市も例外でなく園児、児童、生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行しており、学級数の減少する学校や複式学級編制になる学校が増えています。また、校舎等の耐震化、施設設備の経年劣化問題などを抱えており、よりよい教育環境を整備・充実することは喫緊の課題となっております。

これらの課題は、児童・生徒の将来の生き方にかかわる大きな問題であり、これからの社会のなかで生きる力をはぐくみ、確かな学力を身につけるにはどうあるべきかの観点から検討していくことが重要であると考えております。

これまで、平成24年に策定した「八幡浜市学校再編整備実施計画」に基づき、幼稚園の閉園、小中学校の統廃合を進めて参りました。そこで、これまでの状況を踏まえ今後10年先を見据えた、学校規模の適正化や適正配置、学校の小規模化に伴う諸問題への対応などを、総合的に議論していただき、今後の学校の在り方について基本的な考え方や具体的な方策について答申いただきたく存じます。